
プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について

本資料の目的

1. 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「関係 4 団体」という。）は連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小会計指針」という。）を公表している。
2. 本資料は、中小会計指針の改正に関する検討状況をご説明し、企業会計基準委員会として改正中小会計指針の公表についてご了承頂くことを目的としている。公表を予定している文書は以下のとおりである。
 - (1) 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について（審議(4)-2)
 - (2) 「中小企業の会計に関する指針」（審議(4)-3)
 - (3) 「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表（審議(4)-4)
3. なお、中小会計指針の概要及び中小会計指針の改正にあたっての当委員会の手続きは別紙のとおりである。

改正中小会計指針の概要

4. 本年度における中小会計指針の改正に向けて、第 347 回企業会計基準委員会（平成 28 年 10 月 21 日開催）で中小会計指針の改正に関する公開草案の公表に関するご了承をいただき、平成 28 年 10 月 28 日に公開草案を公表し、同年 11 月 28 日までコメントを募集した。
5. 改正中小会計指針の公表に向けた公開草案においては、資産除去債務の取扱い及び【各論】「税効果会計」の取扱いに関して、次に示す改正を提案し、コメント募集を行った。公開草案に対してコメント提出はなかったことを踏まえて、公開草案から修正を行わずに改正中小会計指針を公表することを予定している。

（資産除去債務の取扱い（第 39 項を追加、改正前第 89 項を削除））

改正提案

6. 【各論】「固定資産」に「敷金」のパラグラフを新設し、賃貸借契約に基づく原状回復義務の会計処理を含む敷金の取扱いを次の通り追加した。併せて、改正前第 89 項の「今後の検討事項」を削除した。

39. 敷金

敷金は、取得原価で計上する。このうち、建物等の賃借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃借期間にわたって償却する。

また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務の履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上する。

（【各論】「税効果会計」の取扱い（改正前第 61 項から第 66 項））

改正提案

7. 当委員会から企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「適用指針第 26 号」という。）が公表されたことに伴い、関連項目（参考条文）を日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、「監査委員会報告 66 号」という。）から適用指針第 26 号に置き換える修正を行っている。

今後のスケジュール

8. 平成 29 年 3 月 9 日に開催される中小会計指針作成検討委員会において改正中小会計指針の公表に関する審議が行われ、改正中小会計指針の公表について承認された場合、遅滞なく関係 4 団体のウェブサイトで、改正された中小会計指針及び新旧対照表を公表する予定である。

ディスカッション・ポイント

- ・ 改正中小会計指針の公表についてご了承をいただきたい。

以上

(別紙)

中小会計指針の概要

(中小会計指針の制定経緯とこれまでの改正経緯)

9. 平成17年8月、関係4団体の連名で、「中小企業の会計に関する指針」を公表した。
10. これは、「中小企業の会計に関する研究会報告」(中小企業庁、平成14年6月)、「中小企業会計基準」(日本税理士会連合会、平成14年12月)、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」(日本公認会計士協会、平成15年6月)の3つの報告書を統合する形で誕生したものである。また、平成17年7月に公布された会社法で「会計参与制度」が導入されたことにも対応したものである。
11. 以後、当委員会が公表する会計基準の新設又は改正、関係法令の改正などに伴い、ほぼ毎年改正を行ってきている。
12. なお、中小会計指針を改正する手続きとしては、関係4団体及び学識経験者等から構成される「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会と親委員会に相当する「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議を経ることとしている。具体的には、当該専門委員会での検討を経て公開草案を公表し、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて更に当該専門委員会で検討を行ったうえで、検討委員会を招集して検討を行い、全会一致での了承を得て、改正した中小会計指針を公表している。

(中小会計指針の目的)

13. 中小企業が計算書類を作成するにあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。とりわけ、会社法上、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このため、中小会計指針は一定の水準を保つものとされ、中小企業は中小会計指針により計算書類を作成することが推奨されている。

(中小会計指針の適用対象)

14. 中小会計指針の適用対象は、以下の会社を除く株式会社とされている。
 - 金融商品取引法の適用を受ける会社及びその子会社並びに関連会社
 - 会計監査人を設置している会社及びその子会社

中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続

15. 第 303 回企業会計基準委員会（平成 27 年 1 月 9 日開催）にて以下が確認されているため、今後も同様の手続によることが考えられる。

(1) 中小会計指針は、金融商品取引法適用会社には適用されず、公益財団法人 財務会計基準機構の定款第 52 条第 1 項で定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針」には該当しないことから、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（最終改正平成 27 年 12 月 15 日）で規定した適正手続の対象には当たらないと考えられる。

(2) しかし、「企業会計基準委員会」という名称を使用して公表するものであるので、適切なデュー・プロセスを図る観点から、以下の手続を取る。

① 中小会計指針の改正にあたっての公開草案の公表に向けての手続としては、当委員会事務局での検討を踏まえて「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会（以下「作成検討専門委員会」という。）の審議に参加する。そして、作成検討専門委員会での検討を踏まえた公開草案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。なお、関係 4 団体すべての了承が得られた段階で公開草案が公表される。

② 最終的な改正された中小会計指針の公表に向けての手続としては、当委員会事務局で公開草案に寄せられたコメントの分析及び検討を行ったうえで作成検討専門委員会の審議に参加し、作成検討専門委員会での検討を踏まえた中小会計指針の最終的な改正案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。その上で、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議に参加する。なお、当該検討委員会において全会一致で了承が得られた段階で改正された中小会計指針が公表される。

(3) なお、公開草案に寄せられたコメントについては、関係 4 団体のホームページで公開しているが、当該取扱いは今後も踏襲することとする。

以 上